

# 東京医科歯科大学難治疾患研究所規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、東京医科歯科大学難治疾患研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用を研究することを目的とする。

(研究部門)

第3条 研究所に、次の研究部門を置く。

先端分子医学

難治病態

ゲノム応用医学

2 前項に掲げるもののほか、研究所に、次の連携研究部門を置く。

機能構築

病態発現機構

(職員)

第4条 研究所に、組織運営規則第18条第2項に定める所長のほか、次の職員を置く。

教授

准教授

助教

一般職員

第5条 所長は、研究所の所務を総理する。

(教授会)

第6条 研究所に置かれる教授会の組織及び運営については、国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則（平成16年規則第5号。これに基づく内規を含む。）の定めるところによる。

(事務組織)

第7条 研究所の事務を処理するための事務組織及びその事務分掌については、国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成16年規則第6号）及び国立大学法人東京医科歯科大学事務分掌規則（平成16年規則第100号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月30日規則第66号）

この規則は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。